

1. 検討の経緯

- ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月）において、文化庁を中心として国立国語研究所や大学等の協力を得て政策的に必要な調査研究中長期的に実施する必要性について記載。
- ・本中間まとめは、小委員会において、外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるための、地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討し、調査の共通利用項目やその活用についてまとめたもの。

2. 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点、活用方法について

1 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の背景と意義

- ・外国人を対象とした日本語能力や学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が難しいことから実施困難な状況。
- ・域内に暮らす外国人に対して、日本語能力や日本語学習状況に関する調査を行っている都道府県や市町村もあるが、それぞれ調査項目などが異なるため、地域間の比較や全国的な傾向の把握を行うことは困難。
- ・小委員会では地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成。
- ・この共通利用項目について各都道府県、市区町村で広く活用されるよう周知、広報に努めるとともに、収集・分析結果について広く公表し、文化庁における日本語教育施策に役立てるとともに、各地の日本語教育施策の企画立案に資するものとする。

2 日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点

- ・各都道府県・政令指定都市が実施した調査項目を収集し、汎用性、地域性、実用性、正当性、既存の調査との継続性等の観点を踏まえて作成。

3 日本語教育の調査に関する共通利用項目の活用方法、活用の効果

- ・共通利用項目を活用して調査を実施した地域間の比較や、全国的な傾向の把握が可能となる。
- ・文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況等について情報収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載・発信するとともに、調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用する。
- ・都道府県、市区町村から収集・統合可能な情報について、各都道府県、政令指定都市や有識者等と意見交換しながら、引き続き検討を行う。

3. 日本語教育の調査に関する共通利用項目（案）

※は補足的質問項目、*はより補足的な質問項目

1 外国人の属性等に関する項目

- 問1 性別
- 問2 年齢
- 問3 出身国・地域
- 問4 在留資格
- 問5 日本の在留年数
- 問6 滞在予定年数
- 問7 仕事の有無

2 日本語学習に関する項目

- ※問1 これまでの日本語学習経験の有無
- 問2 現在の日本語学習の有無 　　いいえの場合 問5へ
- 問3 日本語学習の方法
- 問4 日本語学習の目的 　　→ 問8へ
- 問5 日本語学習の希望の有無
- 問6 日本語を学んでいない理由
- ※問7 どのような環境であれば日本語を学ぶか
- ※問8 どのような時に日本語を使うか
- 問9 日本語で困った時はどのような場面か

3 日本語能力に関する項目

- 問1 日本語がどのくらいできるか
〔聞く〕、〔話す〕、〔読む〕、〔書く〕

[参考3] 日本語能力に関する補足的な質問事項

- ※問 生活場面でどの程度日本語ができるか。
 - ①病気になる時 ②公共料金の支払い
 - ③買い物をする時 ④電車やバスに乗るとき
 - *⑤子育てで *⑥職場で
 - ⑦近所づきあいで ⑧役所の手続きで
 - ⑨地域で ⑩郵便局の手続きで

4. まとめ

- ・日本語教育の調査研究については、共通利用項目の活用推進のほか、日本語教育の調査に関する情報を効果的に活用するための情報共有の取組や、実施した調査成果を確認しながら継続的に調査結果を蓄積していくことが必要。
- ・蓄積した調査結果を踏まえ、どのような施策を展開していくかという観点から検討が必要。
- ・共通利用項目は、当面、協力が可能な地方公共団体の利用を前提とするが、今後増加する外国人の日本語教育に関するニーズ把握は重要であり、本取組の意義について周知を図り、多くの地方公共団体が参加できるような環境を整えることが必要。
- ・今回提示した共通利用項目の案は、今後、都道府県等への意見照会、関係各所からの意見を踏まえ、小委員会においてさらに検討予定。